

# 見本

印紙

## 土地売買契約書

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合(以下「甲」という。)と買受人  
(以下「乙」という。)との間において、次の各

条項により土地の売買契約を締結する。

第1条 甲は後記表示の土地を桶川都市計画事業上日出谷南特定土地区画  
整理事業に係る保留地として譲渡し、乙はこれを買受けるものとする。

第2条 後記表示土地の売買代金は金 円也(1平方メートル  
当たり 円)とする。

第3条 乙は、契約保証金として金 円也を甲に渡し、甲は  
令和 年 月 日 にこれを受領した。

第4条 乙は、第2条の売買契約代金を 令和 年 月 日 までに甲に  
支払うものとする。この場合において前条の契約保証金は、売買代金に繰入  
れるものとする。

第5条 甲は、前条の売買代金を受領したときは遅滞なく売買した土地を乙に  
引渡さなければならない。この場合には甲は当該土地を使用し又は収益する  
一切の権利を消滅させた上、乙に引渡すものとし、第三者からこの契約につい  
て異議の申立又は権利の主張等があったときは甲の責任において解決する  
ものとする。

第6条 乙は前条により土地の引渡しを受けたときは、当該土地を使用し又は  
収益することができる。

第7条 売買した土地について後日検査測量の結果地積に変更があったとき  
は、その増減した地積に応じ第2条の単価より算出した金額により精算する。

第8条 売買した土地の所有権移転登記は、土地区画整理法第107条第2項  
に規定する換地処分に伴う登記の完了後に申請するものとする。

2 前項の登記に要する諸費用は乙の負担とする。

第9条 乙は前条の規定による登記が完了するまで、当該売買土地を、他に転  
売譲渡し、又は名義を変更してはならない。ただし、特別の事由がある場合  
で甲の承認を得た場合は変更することができる。

第10条 乙が第4条に規定する期日までに売買代金を支払わないとき又は契約  
の条項に違反したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合に

乙は、第3条の契約保証金の返還を求め、又はこれにより生じた損害を請求す  
ることができない。

第11条 電力及び電話用の建柱については、必要に応じ協力するものとする。

第12条 この契約条項又はこの契約条項に記載のない事項について疑義のある  
ときは、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本契約書を2通作成し、甲・乙記名押印の上各1通を  
所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所 桶川市大字上日出谷921番地2  
氏 名 桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合  
理事長 江 森 誠 一

乙 住 所  
氏 名 印

印鑑証明書添付

記	
契約物件の表示	桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合保留地
	街区 画地
面積	平方メートル
別紙図面のとおり	